

出でよ フロントランナー弁理士

～個々の弁理士活動の延長線に弁理士制度の将来がある～

副会長 井上 一

就任以来4ヵ月が経過し、前年度副会長の一人が残した言葉を今実感している。「日本弁理士会の正副会長会に身をおくと、知財の本流が分かる。」という言葉だ。確かに、正副会長会に身を置くと、特許庁・経産省・文科省等の官庁、裁判所、弁護士会をはじめとする他土業、知財協・経団連・大学等のユーザサイド、東京都等の地方公共団体、国会議員等など、個人・団体との渉外を通じて、知財の本流と弁理士へのニーズが見えてくる。

知的財産推進計画2004が発表され、知財の創造・保護・活用、コンテンツ及びそのための人材育成に関し、検討・実施すべき項目が網羅されている。国・地方公共団体・大学の他、日本弁理士会・弁理士の責務も明らかにされた。弁理士を含む知財専門人材を育成して、国家戦略たる知財立国の構築に向けて、国を挙げて取り組むべき項目は多岐に亘る。

「知的所有権」から「知的財産権」の時代に移行し、ただ単に「特許権」等として権利化することで潜在的な経済的価値を取得するだけでは満足せず、それを活用（事業化・ライセンス・資金化・紛争処理等）することが重視されている。特許を取得したが、製品化・量産化の段階で技術的・採算的に行き詰まり、あるいは資金ショートとなって「死の谷」に陥る企業は、知財だけでは何の役にも立たないと嘆く。権利化の先の活用まで視野に入れて知財獲得の是非を判断する、「技術の目利き」が求められて久しい。

産官学連携、自立を目指す中小企業、技術開発型のベンチャー企業など、今まで直接的に弁理士と関わりのなかった人たちが、広い範囲の知財業務サービスの提供を真剣に求めており、その範囲は日本全国津々浦々まで広がっている。弁理士検索システムの問題もあるが、特定専門分野の弁理士を探せずに、弁理士不足と叫ぶ声も大きい。

特許に関して言えば、法律改正、技術の高度・複雑化、知財活用のニーズ等により、弁理士による権利化業務の難易度は益々高まるばかりだ。何時の世でも、この専門範囲は弁理士がしっかり対処することが最低限必要だ。ただ、弁理士が権利化業務だけに止まっていたら、急速に広がる知財ビジネスの中で、もはや弁理士は知財専門家の中心から周辺に押しやられてしまう。弁理士の日本版ビジネスモデルの確立は、日本弁理士会という団体よりも、むしろ個々の弁理士の活躍にかかっている。

日本弁理士会は、弁理士会ホームページに掲載されている本年度事業計画として、内部的にも外部向けにも為すべきことは山積みである。知財ビジネスの急速な進展には、日本弁理士会としても委員会での検討や人材育成を通じて対処するが、やる気と行動力ある弁理士が、その知財ビジネスの最前線でフロントランナー弁理士となって、実社会で活躍することが即効性のある対策だ。

その個々の弁理士の成功体験が弁理士制度を発展させ、日本弁理士会に何かを求める弁理士でなく、日本弁理士会に結果として貢献できる弁理士となり得る。

正副会長会は、山積みの課題に対して今後も全力で対処する所存であるが、フロントランナー弁理士が、弁理士制度の改革をリードしてくれることにも大いに期待したい。

